

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

国におかれては、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、関係省庁及び専門家会議等の連携により日夜全力を注いで対応されていることに対して、敬意を表するところである。

全国に発令された緊急事態宣言が解除され、これからの経済浮揚策が大いに期待されると同時に、未だ日常生活を取り戻すことができない飲食業を始めとする個人事業者への継続的な支援は必要不可欠であり、国の積極的かつ遅滞のない力強い支援策を望むところである。

本市においては、幸いにも感染者は発生していないが、一部地域では次の感染拡大の危機に晒されている実情もある中、国内で懸念されている第2波・第3波への備えと、新たな生活様式への順応は感染者が発生した、しないに関わらず、国民全体の共感と共有が大事である。

国においては、引き続き感染拡大の防止と重症化の予防に必要な措置を講じられ、厳しい経済環境下にある国民生活の回復に傾注されるとともに、不測の事態にも対処できる環境の整備を図られるよう、次の事項について要望をするものである。

- 1 地方自治体におけるリモートワークの環境整備を、民間並みとするための財政支援を行うこと。
- 2 小中学校へのタブレット等の導入における地方自治体のさらなる負担軽減と、恒久的な財政支援を行うこと。
- 3 医療機関の減収補填のための財政支援策を拡充すること。
- 4 感染症対策が考慮されていない地域医療構想は、十分な議論と時間を確保して進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月19日

水 俣 市 議 会